

学生納付金設定の考え方について（案）

H27.9.14

県立大学設立準備課

1 概要

公立大学の運営に係る財源は、授業料などの学生納付金（注）と設立団体が交付する運営費交付金を中心となっている。

学生納付金について、県立大学としての設置意義を踏まえ、県民の高等教育を受ける機会の確保、学生からみでの魅力、公費負担と学生負担のバランスのあり方など下記の観点から多角的に考慮し、その水準を決定していく必要がある。

【学生納付金設定に当たっての観点】

- 県立大学としての特性に配慮し、求められる役割を果たすことができる
- 県内学生が志望しやすい
- 広く意欲ある優秀な学生を集める
- 公費負担と受益者負担のバランス等に配慮する
- 学生納付金全体の負担水準に配慮する

（注）入学料、授業料のほか、ここでは、入学検定料、寄宿料、海外プログラム参加費など、大学の修学に当たって必要な納付金をいう。

2 学生納付金設定の考え方（案）

（1）入学検定料、授業料

- ・ 国立大学標準額（注）と同額とする。
- ・ 国立大学標準額に改定があった場合には改定後の額を基本とするなど、国公立大学の動向を踏まえた設定とする。

（注）文部科学省令「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」に規定する標準額

（2）入学料

- ・ 国立大学標準額を基本とし、県内出身者の入学を促進する観点、また、施設整備や運営に係る県民負担に配慮する観点から、県内出身者と県外出身者とで差を設ける。

（3）その他の学生納付金等

- ・ 寄宿料は、寮の住居部分の建設費及び修繕費の見込額を耐用年数において入寮者が均等に負担するものとした額を基本とする。なお、寄宿料の他に、光熱水費等の共益費を設定する。

- ・海外プログラム参加費は、実費相当額とする。

(4) 経済的な理由で納付が困難な者に対する支援

既存の支援制度を活用するほか、以下のような支援策を検討する。

- ・授業料等について減免制度を設ける。
- ・民間等の協力を得て、海外プログラム参加に対しての奨学金の創設を目指す。
- ・大学内でのアルバイト（学内業務の実施に対する賃金の支払い）など、学生が収入を得ることができるよう支援を行う。

(5) その他

大学の評価が一定程度固まり、運営が標準化した段階で、教育内容充実や運営安定の観点から検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

【参考】学生納付金の設定例

	種 類	金 額（案）	備 考
基本部分	入学検定料	17,000 円	国立大学標準額と同額
	入学料	(県内) 141,000 円	国立大学標準額(282,000 円)の 50%額
		(県外) 423,000 円	国立大学標準額の 150%額
	授業料	年額 535,800 円	国立大学標準額と同額
その他の部分	寄宿料	月額 12,500 円	別途共益費月額 7,500 円程度
	海外プログラム参加費	実費相当額 (参考) 海外プログラム実施に当たり一般に必要な額 [4 週間の短期留学の渡航費、授業料・研修料、宿泊費] 40 万円～80 万円程度(※)	

上記（案）に示した考え方により、現在の国立大学標準額等を基に学生納付金を設定した例。

※ 期間、金額とも例示であり、今後の検討により変動する。